

翻訳機の利用規約について

1. 貸出対象

三島市内の外国人市民支援事業者及び団体等

2. 貸出期間

最長 2泊3日（台数に限りがあるため）

※ 上記期間以上に貸出しを希望される場合は、三島市国際交流室へご相談ください。

3. 貸出申請

所定の貸出申請書を貸出希望日の3日前までにご提出ください。

※ 他の希望者との重複により、ご希望に添えないことがございます。

4. キャンセル

電話またはメールにてキャンセルすることができます。

5. 料金

無料

6. 翻訳機の引渡し・返却

三島市 地域協働・安全課 国際交流室（三島市中央町5-5 三島市役所中央町別館2階）

7. 免責

翻訳機の利用により、発生したトラブルや損害等について、三島市は一切の責任を負いかねます。

8. 故障・損傷及び盗難・紛失

貸出期間中に翻訳機（USB 充電器・ケーブル含む）の故障・損傷または盗難・紛失があった場合、速やかに三島市国際交流室にご連絡ください。なお、修理費用または当該製品の購入代金を借用者にご負担いただきます。

9. 禁止事項

(1) 三島市外への持ち出し

(2) 申請者以外の第三者への貸出し

問合せ

三島市 地域協働・安全課 国際交流室

〒411-8666 三島市中央町5-5 三島市役所中央町別館2階

電話：055-983-2645 FAX：055-976-1021

Email：kokusai@city.mishima.shizuoka.jp